

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十八号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（各課の分掌事務） 第二十三条（略） 広島県西部総務事務所 総務課 一（略） 二 各行政機関の公印の管理及び電子署名に係る審査並びに文書の收受、発送及び整理保存、職員の人事、予算及び会計事務並びに事務所の管理及び庁舎内の取締り（他所の所掌に属するものを除く。以下「庶務」という。）に関するもの（総務第二課の所掌に属するものを除く。） 三―十二（略） 総務第二課（略） 広島県東部総務事務所（略） 広島県北部総務事務所（略）	（各課の分掌事務） 第二十三条（略） 広島県西部総務事務所 総務課 一（略） 二 各行政機関の公印の管理及び文書の收受、発送及び整理保存、職員の人事、予算及び会計事務並びに事務所の管理及び庁舎内の取締り（他所の所掌に属するものを除く。以下「庶務」という。）に属すること。（総務第二課の所掌に属するものを除く。） 三―十二（略） 総務第二課（略） 広島県東部総務事務所（略） 広島県北部総務事務所（略）

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。